

福岡県漁場改善計画認定基準

令和8年4月1日 制定

福岡県における持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号。以下「法」という。）第4条第3項の規定に基づく漁場改善計画の認定に係る基準は、次のとおりとする。

認定基準は、「持続的養殖生産確保法の運用について」（平成11年6月2日付け11水推第1133号水産庁長官通知）の「第2の2 認定の基準」に基づくものとする。

なお、適正養殖可能数量の設定方法については、下記の1から3までのいずれかを目安とする。

記

1. 従前の基準に基づく設定

適正養殖可能数量設定要領（平成23年3月29日付け22水推第1142号水産庁長官通知）で定める基準値（平成18年から平成22年までの5年間の実績値の最大と最小を除いた中庸3年間の平均）を上限とする。

2. 新規漁場における適正養殖可能数量の設定

新規に養殖を開始する場合は、近隣の漁場の適正養殖可能数量に基づき当該新規漁場の適正養殖可能数量を設定するものとする。

3. 適正養殖可能数量の増加

適正養殖可能数量を増加しようとするときは、急激な増産による漁場環境への影響等を考慮するため、福岡県水産海洋技術センターの意見を聴いた上で、個別に検討することとする。